



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月31日月曜日 第1443号外2

◇ 目 次 ◇

規 則

と畜場法施行細則等の一部を改正する規則..... 1

告 示

治水上砂防のため支障を来すおそれが少ない行為の指定の一部
改正..... 6

訓 令

と畜場法施行手続の一部を改正する訓令..... 6

規 則

○愛媛県規則第21号

と畜場法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

と畜場法施行細則等の一部を改正する規則

(と畜場法施行細則の一部改正)

第1条 と畜場法施行細則(昭和29年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条の見出し中「と畜場外と殺解体許可」を「と畜場外と殺解体許可」に改め、同条中「政令第3条第2号」を「と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下「政令」という。)第3条第2号の規定」に、「別記様式第5号」を「別記様式第5号」に、「と殺解体しよう」を「と殺解体しよう」に、「附近」を「付近」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(廃止等の届出)

第11条 と畜場法施行条例(平成15年愛媛県条例第20号。以下「条例」という。)第3条の規定によると畜場の廃止、休止又は再開の届出は、別記様式第13号によらなければならない。

第12条中「省令」の下に「、条例」を加える。

様式第11号中「第10条」を「第9条」に改める。

様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第13号（第11条関係） と畜場廃止・休止・再開届出書

と畜場廃止・休止・再開届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

届出者 住所(法人にあつては、
主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

と 畜 場	名 称	
	所 在 地	
休止、廃止又は再開の区分		休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開
休止、廃止又は再開の年月日		年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

(理容師法施行細則の一部改正)

第2条 理容師法施行細則(昭和31年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「よごし」を「汚し」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条第5号中「法第11条の2」を「理容師法施行条例(平成12年愛媛県条例第14号)第2条の2第1項」に改め、同条第7号中「第3条第5項」を「第2条第2項」に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第3条 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

(美容師法施行細則の一部改正)

第4条 美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「よごし」を「汚し」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条第5号中「法第12条」を「美容師法施行条例(平成12年愛媛県条例第15号)第2条の2第1項」に改め、同条第7号中「第3条第5項」を「第2条第2項」に改める。

(愛媛県砂防指定地管理規則の一部改正)

第5条 愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県砂防指定地管理条例施行規則

第1条から第11条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第4条第2項第5号の規則で定める事項は、河川名又は溪流名とする。

2 条例第4条第2項の申請書は、砂防指定地内行為許可申請書(様式第1号)によるものとする。

3 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 行為の場所を示す図面及びその付近の状況を示す図面
- (2) 行為に必要な計画書(施設又は工作物の新築、改築、増築、移転又は除却をする場合にあつては、設計図及び仕様書)
- (3) 利害関係者の承諾書(承諾を得られない場合にあつては、その理由書)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(砂防設備の占用の許可の申請)

第3条 条例第5条第2項第4号の規則で定める事項は、

河川名又は溪流名とする。

2 条例第5条第2項の申請書は、砂防設備占用許可申請書(様式第2号)によるものとする。

3 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 砂防設備の場所を示す図面及びその付近の状況を示す図面
- (2) 砂防設備の占有に必要な計画書(施設又は工作物の新築、改築、増築、移転又は除却をする場合にあつては、設計図及び仕様書)
- (3) 前条第3項第3号及び第4号に掲げる書類(許可の更新の申請)

第4条 条例第7条第2項の規定による申請は、砂防指定地内行為(砂防設備占有)許可更新申請書(様式第3号)を提出して行わなければならない。

(変更の許可の申請)

第5条 条例第8条第2項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 河川名又は溪流名
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 許可期間

2 条例第8条第2項の申請書は、砂防指定地内行為(砂防設備占有)変更許可申請書(様式第4号)によるものとする。

3 条例第8条第2項の規則で定める書類は、第2条第3項各号に掲げるものとする。ただし、既に提出されている書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(変更の届出)

第6条 条例第9条の届出は、氏名等変更届(様式第5号)を提出して行わなければならない。

(着手等の届出)

第7条 条例第10条第1項の届出は、砂防指定地内行為(砂防設備占有)着手届(様式第6号)を提出して行わなければならない。

2 条例第10条第2項の届出は、砂防指定地内行為(砂防設備占有)完了(中止、廃止)届(様式第7号)を提出して行わなければならない。

(標識)

第8条 条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 許可の内容及び面積
- (3) 許可期間
- (4) 行為等許可を受けた者

2 条例第11条の標識は、砂防指定地内行為等許可標識(様式第8号)によるものとする。

(地位の承継の届出)

第9条 条例第12条第2項の届出は、砂防指定地内行為(砂防設備占有)地位承継届(様式第9号)を提出して行わなければならない。

(死亡等の届出)

第10条 条例第13条の届出は、死亡(解散)届(様式第10

号)を提出して行わなければならない。

(身分証明書)

第11条 条例第19条第2項の土地に立ち入る者の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第11号)によるものとする。

第12条から第20条までを削り、第21条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第22条及び第23条を削る。

様式第1号中「第7条」を「第2条」に、「愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)」を「愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)」に改め、「及び第5条第2項」を削り、「河川」を「河川名」に改める。

様式第2号中「第7条」を「第3条」に、「愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)」を「愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)」に、「河川」を「河川名」に改める。

様式第3号中「(第8条)」を「(第4条)」に、「愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)第8条第2項」を「愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)第7条第2項」に、「河川」を「河川名」に、「番号」を「許可番号」に改める。

様式第4号中「(第9条)」を「(第5条)」に、「愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)第9条第1項」を「愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)第8条第1項」に、「河川」を「河川名」に、「許可行為」を「許可を受けた行為」に、「変更行為」を「変更しようとする行為」に、「番号」を「許可番号」に改める。

様式第7号を削り、様式第6号中「(第10条)」を「(第7条)」に、「砂防指定地内行為(砂防設備占用)終了(中止、廃止)届」を「砂防指定地内行為(砂防設備占用)完了(中止、廃止)届」に、「愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)第10条第3項」を「愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)第10条第2項」に、「、終了」を「、完了」に、「河川」を「河川名」に、「番号」を「許可番号」に、「終了、」を「完了、」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「(第10条)」を「(第7条)」に、「愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)」を「愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)」に、「河川」を「河川名」に、「番号」を「許可番号」に改め、同様式を様式第6号とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所
(所在地)

届出人 ふりがな
氏 名
(名称及び代表者氏名)

氏名等変更届

愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)第9条の規定により関係書類を添えてお届けします。

河川名又は溪流名	
行為(砂防設備占用)の場所	郡市 町村 大字 字 番地
行為(占用)内容	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号
許 可	住所又は所在地
	ふりがな 氏名又は名称 及び代表者氏名
変 更	住所又は所在地
	ふりがな 氏名又は名称 及び代表者氏名
その他の事項	

- 備考 1 氏名変更の場合にあつては、戸籍抄本を添付すること。
- 2 届出人が法人の場合であつて、その所在地、名称又は代表者氏名に変更があつたときは、登記簿抄本を添付すること。

様式第8号中「様式第8号」を「様式第8号(第8条関係)」に改め、同様式1中「および」を「及び」に、「愛媛県指令砂第号」を「愛媛県指令第号」に改め、同様式2中「および」を「及び」に改め、同様式4中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

様式第9号中「(第13条)」を「(第9条)」に、「愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)第13条第2項」を「愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)第12条第2項」に、「番号」を「許可番号」に改める。

様式第10号中「(第14条)」を「(第10条)」に、「愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)第14条」を「愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)第13条」に、「河川」を「河川名」に、「番号」を「許可番号」に改める。

様式第11号中「様式第11号」を「様式第11号(第11条関係)」に改め、同様式(表面)中「年令」を「年齢」に改め、「砂防法」の下に「(明治30年法律第29号)」を加え、同様式(裏面)中「抜すい」を「抜粋」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第6条 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(昭和46年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第803号

治水上砂防のため支障を来すおそれが少ない行為の指定(平成10年3月愛媛県告示第498号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

前文中「愛媛県砂防指定地管理規則(昭和41年愛媛県規則第38号)」を「愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)」に改め、4中「改築」の下に「増築」を加え、「除去」を「除却」に改める。

訓 令

○愛媛県訓令第5号

保 健 福 祉 部
地 方 局
食肉衛生検査センター

と畜場法施行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

と畜場法施行手続の一部を改正する訓令

第14条中「第10条」を「第9条」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。